【協議事項】

No.15	出席簿への署名又は押印の見直しについて	提出会派
		ハートフル北九州

【提案趣旨】

現在、議員は議事堂玄関において、本会議の初日(応招日)は応招簿に、2日目以降は出席簿に署名又は押印を行っている。

しかし、本市議会会議規則によると、<u>応招簿については、招集の当日開議定刻前に参集し、署名又は押印しなければならない</u>との規定はあるが、出席簿に関しての規定はない。

出席簿への署名又は押印は、これまで本市議会の慣例として行われていたものと考えるが、委員会において出席簿への署名又は押印は行われてない。

よって、応招簿については会議規則の規定どおり、<u>本会議の初日(応招日)のみ署名</u> 又は押印することとし、慣例的に行われている<u>出席簿への署名又は押印については、廃</u> <u>止することを提案する</u>。

【関係規定】

北九州市議会会議規則

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、応招簿に署名し、又は押印しなければならない。

(欠席等の届出)

第2条 議員は、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、 当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。